

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

商務部、自動車消費促進に向けた今年の活動指針を公表

商務部は2023年6月8日、『自動車消費促進活動の展開に関する商務部弁公庁の通知』を公表しました。商務部は通知で各地政府（商務主管部門）と中国自動車流通協会に対し、新エネルギー車の買い替えキャンペーンの展開や車購入優遇策の打ち出しなど、今年の自動車販促活動を着実に実施するよう求めるとしました。通知は自動車消費を支援する中央政府の既存方針に基づいたものであり、『充電インフラの整備加速、農村部における新エネルギー車の普及と農村振興への更なる支援に関する実施意見』（国家発展改革委員会など5月17日公表）に沿い、農村部での充電インフラの整備推進などにも言及しました。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 2023年のグリーン・スマート家電の消費促進関連作業の着実な実行に関する商務部弁公庁、発展改革委弁公庁、工業情報化部弁公庁、市場監督管理総局弁公庁の通知
（商務部など、6/9）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

商務部、自動車消費促進に向けた今年の活動指針を公表

商務部は 23 年 6 月 8 日、『自動車消費促進活動の展開に関する商務部弁公庁の通知』¹（以下、通知）を公表しました。商務部は通知で各地政府（商務主管部門）と中国自動車流通協会に対し、今年 6 月から 12 月まで、都市部と農村部における自動車販促活動を着実に実施するよう求めるとしました。

通知は中央政府の既存方針を徹底実行するために行ったものであり、農村部での新エネルギー車と充電インフラの普及に関しては国家発展改革委員会などが 5 月 17 日公表した『充電インフラの整備加速、農村部における新エネルギー車の普及と農村振興への更なる支援に関する実施意見』²と一致している部分も多いです。車購入優遇策や関連インフラの整備などには、一般的に地方財政予算を財源とします。通知の主な内容については図表 1 の通りです。

【図表 1】通知の主な内容

①都市部での自動車販促活動の展開

- 各省・自治区・直轄市の商務主管部門は当地の自動車販促活動の計画と3～5の「百城連動」重点活動の候補都市を商務部に報告・推薦する。商務部は特色がある、相互補完性が高い約100都市を選出し、「百城連動」重点活動リストを作成する。
- 各地は100都市のけん引により、新車販売や中古車取引、廃棄、新エネルギー車への買い替え、アフターサービスなどに焦点を当て、地域に特化した自動車販促活動を展開し、様々な面で自動車消費を促す。
- 販促イベントの場所提供と関連費用などに関する保障を強化し、地方政府と企業などが的確性の高い車購入優遇策を打ち出すことを推進し、地方財政の役割を發揮し、金融機関による自動車ローン利用者向け優遇の提供を奨励する。

②農村部での新エネルギー車販促活動の展開

- 商務部は各地に対し、1千余りの県（区）、1万余りの鎮（郷）において新エネルギー車の普及に向けて多様な販促活動の展開を指導し、農村部での新エネルギー車の消費意欲を喚起する。
- 企業による農村地域の特徴に合う、コストパフォーマンスが高いミニバンや小型トラックなどの車種の開発を奨励し、農村部での新エネルギー車の供給を更に拡充する。
- 企業による農村部での販売拠点とアフターサービスのネットワークの更なる整備を支援し、カー用品店の設置や保守関連技術者の研修に注力する。
- 農村部における充電インフラの整備を推進する。商業施設や企業・事業団体などに集中型公共充電ステーションの建設を合理的に進める。充電設備の設置に必要な土地供給、電力網の整備などを円滑に実施できるよう関係部門との協働に積極的に取り組む。

（通知に基づき、中国アドバイザー一部作成）

中央政府は昨年からの新型コロナの影響からの早期脱却を図り、消費のテコ入れなど一連の景気対策を打ち出してきました。自動車消費への支援に関する政策動向については、以下図表 2 をご参照ください。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkgztz/202306/20230603415295.shtml>

² 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 663 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0716-XF-0105.pdf>

【図表 2】自動車の消費促進に関する政策動向

時期	政策・会議	主な内容
22年4月25日	国务院弁公庁は『消費潜在力の更なる引き出しによる消費の持続的な回復促進に関する意見』を公表 ³	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方政府に自動車購入制限の緩和、自動車金融会社などにサービス能力の向上を求める。
22年5月31日	国务院は『経済を着実に安定化させる一連の政策の発表に関する通知』を公表 ⁴	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方政府にナンバープレートの発給増と自動車購入制限の緩和、中古車の地域をまたいだ取引の制限撤廃などを求める。 ▶ 国境検問所（口岸）がある地区での輸入車の並行輸入業務の展開を支援し、一定の排気量以下の乗用車に対する車両購入税（取得税）⁵の減額実施に取り組む。
22年5月31日	財政部などは『一部乗用車に対する車両購入税の減額に関する公告』を公表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 22年6月1日～22年12月31日に30万円（増値税抜き）以下で、排気量2,000cc以下の乗用車を購入した場合、その車両購入税を半分に引き下げる。
22年9月26日	財政部などは『新エネルギー車に対する車両購入税の免除政策の延長に関する公告』を公表 ⁶	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 23年1月1日～23年12月31日に購入した新エネルギー車に対し、その車両購入税を免除する。
23年5月8日	生態環境部などは『自動車「国6」排ガス基準の実施関連事項に関する公告』を公表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 23年7月1日以降、「国6b」基準を満たさない車両の生産、輸入、販売を禁止する。 ▶ RDE（リアルドライブエミッション）試験の結果が「モニタリングのみ」などとされた軽自動車に猶予期間を設け、12月末までの販売を認める。
23年5月17日	国家発展改革委員会などは『充電インフラの整備加速、農村部における新エネルギー車の普及と農村振興への更なる支援に関する実施意見』を公表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農村部における新エネルギー車の普及促進や充電インフラの整備に取り組む。 ▶ アフターサービスの提供とネットワークの拡充を促進する。
23年6月2日	国务院常務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新エネルギー車に対する車両購入税の免除政策を継続する方針を示す。

（公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

中国自動車工業協会が公表したデータによると、5月の自動車販売台数は、前年同月比28%増の238万台となり、うち電気自動車（EV）などを含む新エネルギー車は同60%増の72万台となりました。上海市のロックダウン（都市封鎖）で販売台数が落ち込んだ前年からの反動増も見えます。新車販売台数における新エネルギー車の割合は30%となりました。

また、5月の新車販売のうち、乗用車は前年同月比26%増の205万台と、商用車は同38%増の33万台となりました。自動車販売台数などの月次推移については、以下図表3と図表4をご参照ください。

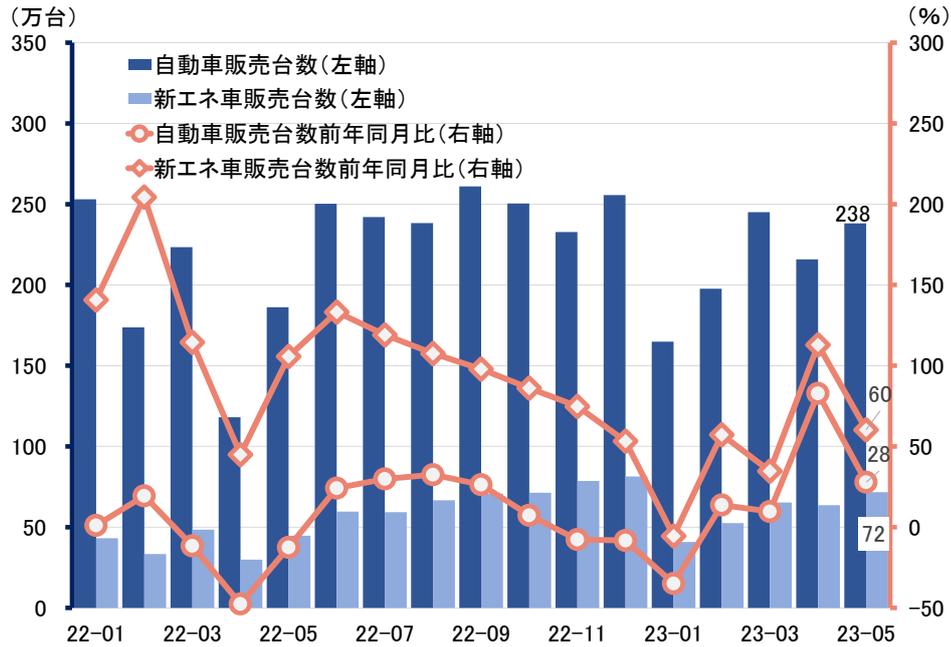
³ 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第606号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0658-XF-0105.pdf>

⁴ 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第611号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0663-XF-0105.pdf>

⁵ 車両購入税は国税に属し、その減免は地方財源の縮小につながりません。

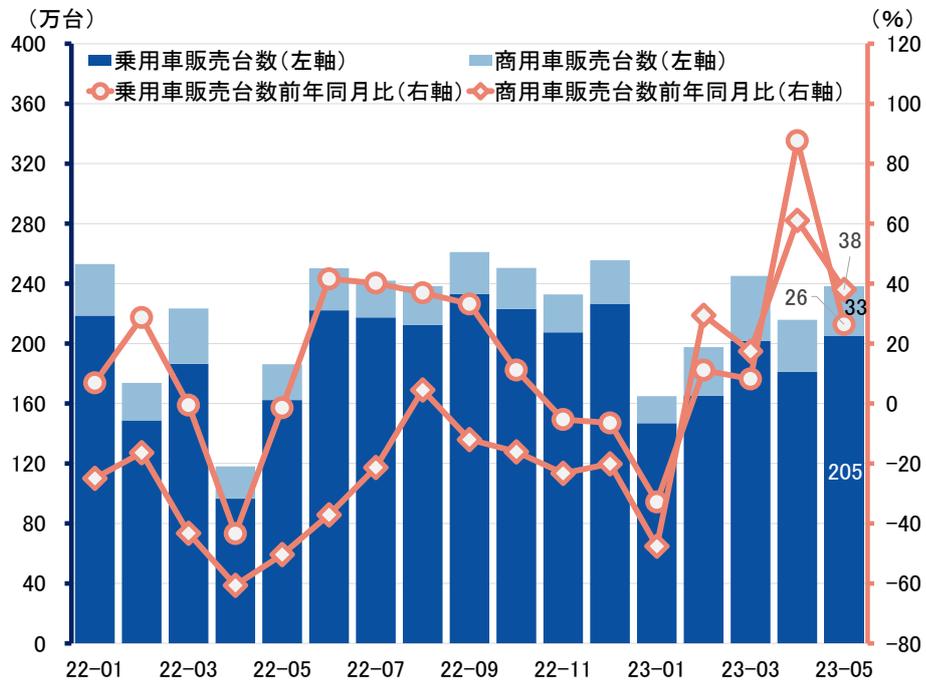
⁶ 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第630号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0683-XF-0105.pdf>

【図表3】自動車販売台数と新エネ車販売台数の月次推移



(中国自動車工業協会に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表4】乗用車と商用車販売台数の月次推移



(中国自動車工業協会に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

2023年のグリーン・スマート家電の消費促進関連作業の着実な実行に関する商務部弁公庁、発展改革委弁公庁、工業情報化部弁公庁、市場監督管理総局弁公庁の通知

(原文: 商务部办公厅 发展改革委办公厅 工业和信息化部办公厅 市场监管总局办公厅关于做好2023年促进绿色智能家电消费工作的通知)

商務部など 2023年6月9日公表

【主要内容】

- 商務部は国家發展改革委員會、工業情報化部、市場監督管理總局と連名で、グリーン・スマート家電の消費促進に向けた今年の活動指針を公表した。同通知は商務部などが昨年7月に公表した「グリーン・スマート家電消費促進の若干措置に関する商務部等13部門の通知」を着実に実行するために行うもの⁷。
- 各地における多様な販促イベントの実施を促し、商店街や住宅街などにおけるグリーン・スマート家電の体験店舗の設置を支援する。消費者の多様なニーズに応えると同時に、グリーン・スマート家電の消費習慣も根付かせる。更に、各地の商務部門に対し、6月11日までに「2023年の家電消費促進活動計画表」の提出を求める。
- 家電メーカー、ECサイト、実店舗とリサイクル事業者の連携により、買い替えキャンペーンの円滑な実施に取り組み、グリーン・スマート家電の買い替えを促進する。エネルギー効率が2級より優れた冷蔵庫や洗濯機、エアコン、熱湯器、浄水器、空気浄化器などの家電製品を優先的に購入するよう支援する。
- 家電メーカーが農村市場の特徴とニーズに対応し、コストパフォーマンスが高く、操作が簡単な熱湯器、レンジフード、電子レンジなどのグリーン・スマート家電の開発と販売を加速することを支援する。農村部における販売・物流・サービスのネットワークの整備に注力する。
- アフターサービスや家電リサイクルのネットワーク整備にオンラインシステムを活用する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkgqztz/202306/20230603415380.shtml>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

⁷ 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第619号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0672-XF-0105.pdf>

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。